令和７年度瑞穂市自治会連合会総会次第

日　時：令和７年４月１６日（水）午後１時30分～
場　所：ココロかさなるＣＣＮセンター
　　サンシャインホール

１　開　会

２　あいさつ

３　第１部　　総会

議案第１号
令和６年度　瑞穂市自治会連合会　事業報告及び会計決算報告
瑞穂市自治活動傷害給付事業　事業報告及び会計決算報告について
総会資料　Ｐ１

議案第２号
令和７年度　瑞穂市自治会連合会役員の選任について　総会資料　Ｐ８

議案第３号
令和７年度　瑞穂市自治会連合会　事業計画及び会計予算
瑞穂市自治活動傷害給付事業 会計予算について　総会資料　P11

４　事務局からの連絡事項等

～ 休　　憩 ～

５　第２部　　自治会長研修会

（１）内容：出前講座の紹介について
講師：生涯学習課・スポーツ推進委員

（２）内容：自治会のデジタル化について
講師：バイザー株式会社

６　閉　会

令和７年度

瑞穂市自治会連合会総会

令和７年４月１６日（水）　午後１時３０分～
ココロかさなる CCN センター　サンシャインホール

議案

第１号　令和６年度
瑞穂市自治会連合会　事業報告及び会計決算報告
瑞穂市自治活動傷害給付事業　事業報告及び会計決算報告について
－１－

第２号　令和７年度
瑞穂市自治会連合会役員の選任について　－８－

第３号　令和７年度
瑞穂市自治会連合会　事業計画及び会計予算
瑞穂市自治活動傷害給付事業　会計予算について　－１１－

議案第１号

令和６年度瑞穂市自治会連合会事業報告

月　　日	事　業　名	内　　容
4 月 11 日	第１回 自治会連合会 役　員　会	協議事項 ・自治会連合会役員選出について ・令和６年度瑞穂市自治会連合会総会について ・令和６年度自治会長説明会＆校区連絡会について
4 月 16 日	自治会連合会 総　　会	議案事項 ・令和５年度瑞穂市自治会連合会　事業報告及び会計決算報告・瑞穂市自治活動傷害給付事業　事業報告及び会計決算報告について ・令和６年度瑞穂市自治会連合会役員の選任について ・令和６年度瑞穂市自治会連合会　事業計画（案）及び会計予算（案）・瑞穂市自治活動傷害給付事業 会計予算（案）について 自治会長研修会 「実践に学ぶ　これからの地域づくりのヒント」 講師：高崎経済大学教授　櫻井　常矢　氏
4 月 17 日 （南校区） 4 月 19 日 （中校区） 4 月 25 日 （穂積校区） 4 月 26 日 （牛牧校区） 4 月 26 日 （西校区） 5 月 8 日 （本田校区） 5 月 13 日 （生津校区）	自治会長説明会	議題 ・瑞穂市自治会連合会及び校区連絡会等のスケジュールについて ・令和６年度　防災研修・防災訓練について ・瑞穂市防災ハンドブックについて ・瑞穂市自治会ハンドブックについて ・令和６年度日本赤十字社社資（寄付金）募集について ・令和６年度「瑞穂市緑の募金」運動の実施について ・瑞穂市かきりん振興券事業について ・「瑞穂市ひまわりプロジェクト」について ・青少年育成市民会議について ・国民文化祭について ・令和６年度　瑞穂市関係行事について 【社会福祉協議会からのお知らせ】 ・瑞穂市社会福祉協議会について ・社会福祉協議会の事業計画について ・社会福祉協議会会費の納入及び共同募金への協力について ・社会福祉協議会の出前講座について ・「支え合いのまちづくり」出張説明会について ・ふれあい・いきいきサロンについて ・くつろぎカフェについて ・認知症勉強会について ・福祉作業所製品カタログについて ・福祉機器、福祉車両、レクリエーション備品について

5月8日	第2回 自治会連合会 役　員　会	協議事項 ・校区自治会連合会について ・５月以降の事業計画について ・審議会等委員について
6月27日	岐阜県 自治連絡協議会 常任理事会 （岐阜市）	議案事項 ・令和５年度岐阜県自治連絡協議会事業報告及び収入支出決算について ・令和６年度岐阜県自治連絡協議会事業計画及び収入支出予算（案）について ・次期各種事業の開催地について ・令和６年度岐阜県自治連絡協議会役員の選出について
7月6日	自治会長研修	グループに分かれワークショップを実施　参加者：６１名 テーマ「持続可能な自治会運営について」 ファシリテーター：岐阜県コミュニテイ診断士
7月17日	岐阜県 自治連絡協議会 総会 （山県市）	議案事項 ・令和５年度岐阜県自治連絡協議会事業報告及び収入支出決算について ・令和６年度岐阜県自治連絡協議会事業計画及び収入支出予算（案）について ・令和７年度各種事業の開催地について ・令和６年度役員の選出について
8月7日	第3回 自治会連合会 役　員　会	協議事項 ・各小学校区自治会連合会の状況について ・今後の自治会連合会事業計画等について ・令和7年度「自治会施設（公民館）についての調査」へのご協力について ・単位自治会の状況及び自治会カルテについて ・自治会長研修の振り返りについて ・防災に関わる依頼及び連絡事項について ・「清流の国ぎふ」文化祭2024について ・みずほ♡おれんじぷろじぇくと２０２４への参加募集のご案内 ・令和６年度災害ボランティアコーディネーター養成講座について
	校区連絡会	8月8日　南校区 8月9日　中校区 8月14日　本田校区 8月19日　生津校区 8月22日　穂積校区 8月23日　牛牧校区 8月23日　西校区

11 月 6 日	第 4 回 自治会連合会 役　員　会	協議事項 ・各小学校区自治会連合会の状況について ・令和６年度　瑞穂市自治会連合会事業報告会について ・令和６年度　自治会活動推進事業交付金実施報告書等の提出について ・令和７年度　自治会長等の選出及び報告について ・令和７年度　消防団員の推薦について ・令和７年度　瑞穂市自治会連合会総会等について ・民生委員・児童委員の一斉改選について ・にこにこ運動教室の開催について ・瑞穂市社会福祉協議会福祉協力員の推薦について ・令和５年度社会福祉協議会各種事業について
	校区連絡会	11 月 7 日　南校区 11 月 8 日　牛牧校区 11 月 13 日　本田校区 11 月 14 日　穂積校区 11 月 15 日　西校区 11 月 15 日　中校区 11 月 18 日　生津校区
11 月 10 日	岐阜県 自治連絡協議会 研修会 （可児市）	研修内容 「ネイバーフッドデザインの視点から考えるこれからの自治会」 講師：HITOTOWA INC.　代表取締役　荒　昌史　氏
12 月 15 日	自治会連合会 事業報告会	事例発表　参加者：７９名 ・子ども会や小中学生と連携した自治会活動について （下唐栗自治会） ・本田校区自治連合会の活動について （本田校区自治連合会） 研修会 演題：「これからのまちづくりについて」 講師：studio-L 代表　山崎　亮　氏
2 月 5 日	第 5 回 自治会連合会 役　員　会	協議事項 ・各小学校区自治会連合会の状況について ・令和６年度瑞穂市自治会連合会事業報告会アンケートまとめについて ・令和７年度瑞穂市自治会連合会総会等について ・令和６年度瑞穂市自治会連合会事業報告（見込）・会計決算報告（見込）について ・令和６年度瑞穂市自治活動傷害給付事業　事業報告（見込）・会計決算報告（見込）について ・令和７年度瑞穂市自治会連合会　事業計画（案）について ・提出物の確認について

	校区連絡会	2月6日　南校区 2月7日　中校区 2月12日　本田校区 2月13日　穂積校区 2月14日　牛牧校区 2月14日　西校区 2月17日　生津校区

令和６年度　瑞穂市自治会連合会会計決算報告

収入の部

科　　目	A 予算額（円）	B 決算額（円）	比　較（B-A）	摘　　要
1　市補助金	2,255,000	2,255,000	0	令和６年度補助金
2　諸 収 入	1,000	319	△681	預金利息　319 円
合　　計	2,256,000	2,255,319	△681	

支出の部

科　　目	C 予算額（円）	D 決算額（円）	比　較（D-C）	摘　　要
1 事　業　費	2,246,000	1,836,664	△409,336	
1 会議・研修費	1,016,000	620,824	△395,176	市自治会連合会 総会費　174,683 円 研修会費　129,297 円 事業報告会費　211,558 円 県研修会費　103,580 円 消耗品　1,706 円
2 啓発費	50,000	50,840	840	県自治連絡協議会負担金 36,980 円 加入促進費　13,860 円
3 慶弔費	20,000	5,000	△15,000	
4 繰出金	1,160,000	1,160,000	0	自治活動傷害給付事業繰出金 50 円×23,200 世帯 1,160,000 円
2 予　備　費	10,000	0	△10,000	
合　　計	2,256,000	1,836,664	△419,336	

収入総額　　２，２５５，３１９円
支出総額　　１，８３６，６６４円
残額　　４１８，６５５円

※残額４１８，６５５円については、瑞穂市自治会連合会総会にて承認後、市へ返還します。

令和６年度瑞穂市自治会連合会会計決算について報告します。

令和７年４月１６日提出

瑞穂市自治会連合会　会　長　　馬渕　一弘

令和６年度　瑞穂市自治活動傷害給付事業報告

事故発生日	傷 害 状 況	審　査　日	給付額
R６ ３月１７日	左大腿骨頚部骨折（入院・通院）	専決	113,650 円
R６ ４月１４日	右手関節炎（通院）	専決	10,000 円
R６ ８月４日	熱中症（入院）	専決	20,000 円
R６ １０月６日	左足関節捻挫（通院）	専決	10,000 円
R６ １０月２７日	第４腰椎横突起骨折（通院）	専決	16,650 円
R７ １月１１日	右足第４・５中足骨打撲（通院）	専決	3,000 円
合　　計		173,300 円	

令和６年度　瑞穂市自治活動傷害給付事業会計決算報告

収入の部

科　　目	A 予算額（円）	B 決算額（円）	比　　較（B-A）	摘　　要
１繰 越 金	42,257,289	42,257,289	0	繰越金 （定期預金 20,000,000 円 普通預金 22,257,289 円）
２繰 入 金	1,160,000	1,160,000	0	市自治会連合会より
３諸 収 入	1,711	11,009	9,298	普通預金利息　10,669 円 定期預金利息　340 円
合　　計	43,419,000	43,428,298	9,298	

支出の部

科　　目	C 予算額（円）	D 決算額（円）	比　　較（D-C）	摘　　要
１事 業 費	170,000	168,780	△1,220	賠償責任保険料
	1,160,000	177,150	△982,850	給付金　173,300 円 手数料　3,850 円
２予 備 費	42,089,000	0	△42,089,000	予備費
合　　計	43,419,000	345,930	△43,073,070	

収入総額　　４３，４２８，２９８円
支出総額　　３４５，９３０円
差引残額　　４３，０８２，３６８円
（内１０，０００，０００円 大垣共立銀行定期預金
１０，０００，０００円 ぎふ農業協同組合定期預金
２３，０８２，３６８円 大垣共立銀行普通預金）

令和６年度瑞穂市自治活動傷害給付事業会計決算について報告します。

令和７年４月１６日提出

瑞穂市自治会連合会会長　　馬渕　一弘

監　　査　　報　　告

令和６年度瑞穂市自治会連合会会計及び令和６年度瑞穂市自治活動傷害給付事業会計の執行状況について、４月４日慎重かつ詳細に監査を実施した結果、証拠書類並びに関係帳簿は適正に処理され、正確であることを認めましたのでここに報告します。

瑞穂市自治会連合会

会　長　　馬渕　一弘　様

令和７年４月４日

監　事　　坂之上　　尚久　　㊞

監　事　　清水　　治　　㊞

※署名及び印影の複製防止のため、原本は事務局で保管しております。

議案第２号

令和7年度自治会連合会役員の選任について

（敬称略）

校区	校区代表	役職名	氏　　名	自治会名等	自治会名
生津			たかみ　じゅん 高見　順	馬場東	馬場西・馬場東・上生津西・上生津東・下生津・西川原
	○	会長	まぶち　かずひろ 馬渕　一弘	下生津	
本田	○	監事	なかがわ　りゅうじ 中川　龍二	本田校区自治連合会	小橋・向島・松原・西町・畑中・仲町・東町・大門・仲西・仲東・仁井・本田団地第一・本田団地第二・本田団地第三・本田団地第四・本田団地第五・本田緑町・西只越・テラスノバ只越・桜町二丁目・東只越
			ふなさか　もりひと 船坂　守人	本田校区自治連合会	
穂積			たなせ　しげき 棚瀬　繁貴	本町	花塚西町・花塚中町・花塚東町・ビレッジハウス穂積・井場・テラスノバ穂積・桜町一丁目・別府公社住宅・駅前・別府西町・本町・別府北町・別府中町・別府南町・多利町・中原・西畑・上穂積・村中・前所・庄屋敷・中切・下穂積・新町・橋本・セザール穂積・柳一色
			にしがさこ　まさひろ 西ヶ迫　正博	多利町	
	○		さわだ　まこと 澤田　誠	中切	
			なかむら　かずひで 中村　一秀	花塚東町	
牛牧	○	副会長	みぞかわ　てつや 溝川　哲哉	十九条中	十九条西・十九条中・十九条東・上牛牧・下牛牧・下畑・宝江・穂南・牛牧第一・牛牧第二・牛牧第三・野田第1・野田第2・野田第3・アポロタウン・野白新田北・野白新田南・祖父江・伯母塚
			まつい　よしひこ 松井　由彦	十九条西	
西			ごう　ゆきお 郷　幸夫	大月	座倉・一ツ木・居倉・森・田之上・新月・上唐栗・下唐栗・宮田・大月
	○		たかだ　とみお 高田　富夫	座倉	
中			ますだ　ゆきよし 増田　行義	十七条	重里・美江寺・十七条・十八条
	○	副会長	くぜ　しょうじ 久世　祥二	十八条	
南			みわ　のぶゆき 三輪　信幸	古橋北	古橋北・古橋南若宮・古橋南新町・巣南宿舎・横屋・中宮・呂久
	○	監事	ののむら　たかひこ 野々村　隆彦	横屋	

令和７年度　　瑞穂市自治会連合会名簿

（敬称略）

	出欠	校区名	自治会名	自治会長等名
1		生津	馬場西	玄　瞳
2			馬場東	高見　順
3			上生津西	藤橋　正勝
4			上生津東	田中　浩一
5			下生津	馬渕　一弘
6			西川原	廣瀬　雄大
7		本田	小　橋	西村　守史
8			向　島	廣瀬　東支夫
9			松　原	北川　和弘
10			西　町	関谷　義尚
11			畑　中	三羽　英樹
12			仲　町	松浦　睦
13			東　町	馬渕　明
14			大　門	藤原　茂由
15			仲　西	清水　洋司
16			仲　東	中村　真章
17			仁　井	不破　保
18			本田団地第一	岩本　善弘
19			本田団地第二	江原　滋
20			本田団地第三	川井　正弘
21			本田団地第四	古賀　征司
22			本田団地第五	堀内　義郎
23			本田緑町	中川　龍二
24			西只越	齋藤　英樹
25			テラスノバ只越	羽賀　俊幸
26			桜町二丁目	棚橋　正明
27			東只越	加納　豊
28			本田校区自治連合会役員 本田団地自治会連合会役員	坂之上　尚久
29			本田校区自治連合会役員	中川　龍二
30			本田校区自治連合会役員	船坂　守人

	出欠	校区名	自治会名	自治会長等名
31		穂積	花塚西町	清水　浩一
32			花塚中町	棚瀬　和彦
33			花塚東町	中村　一秀
34			ビレッジハウス穂積	弥永　政宏
35			井　場	天池　和雄
36			テラスノバ穂積	田中　唯喜
37			桜町一丁目	廣瀬　博敏
38			別府公社住宅	加藤　嘉宏
39			駅　前	小間　徳夫
40			別府西町	高井　祥光
41			本　町	棚瀬　繁貴
42			別府北町	棚瀬　友啓
43			別府中町	広瀬　道利
44			別府南町	下林　貞司
45			多利町	西ヶ迫　正博
46			中　原	足立　智昭
47			西　畑	大栗　有騎
48			上穂積	井上　新悟
49			村　中	松野　元昭
50			前　所	名護　健一
51			庄屋敷	高野　力
52			中　切	澤田　誠
53			下穂積	松野　祥一郎
54			新　町	高木　直道
55			橋　本	錦見　由美
56			セザール穂積	小坂井　伸行
57			柳一色	広瀬　隆志

	出欠	校区名	自治会名	自治会長等名
58		牛牧	十九条西	松井　由彦
59			十九条中	溝川　哲哉
60			十九条東	船戸　一司
61			上牛牧	山本　幸博
62			下牛牧	堀　晃順
63			下　畑	河合　孝男
64			宝　江	河合　國美津
65			穂　南	江口　雅彦
66			牛牧第一	栗原　和夫
67			牛牧第二	高橋　徹
68			牛牧第三	山本　徹
69			野田第１	篠田　理香
70			野田第２	小栗　芳明
71			野田第３	森田　勝
72			アポロタウン	吉村　由美
73			野白新田北	篠田　俊治
74			野白新田南	森　憲
75			祖父江	栗山　宏一
76			伯母塚	梶原　伸八郎

	出欠	校区名	自治会名	自治会長等名
77		西	座倉	高田　富夫
78			一ツ木	伊藤　久史
79			居倉	小川　裕幸
80			森	田中　永一郎
81			田之上	岡田　敬司
82			新月	市橋　正信
83			上唐栗	若曽根　隆彦
84			下唐栗	矢野　光信
85			宮田	北倉　利治
86			大月	郷　幸夫
87			顧問	矢嶋　將式
88			顧問	堀　和雄
89			顧問	入山　幹雄
90		中	重里	林　寛至
91			美江寺	菊島　誠
92			十七条	増田　行義
93			十八条	久世　祥二
94		南	古橋北	三輪　信幸
95			古橋南若宮	清水　治
96			古橋南新町	大平　正廣
97			巣南宿舎	羽根田　一雄
98			横屋	野々村　隆彦
99			中宮	西野　陽一
100			呂久	馬渕　紀芳

議案第３号

令和７年度瑞穂市自治会連合会事業計画

月	日	曜日	摘　　要
４月	９日	水	第１回　自治会連合会　役員会
４月	１６日	水	自治会連合会　総会・研修会
			自治会長説明会（各校区ごとに開催）
５月	８日	木	第２回　自治会連合会　役員会
６月	２７日	金	岐阜県自治連絡協議会常任理事会（岐阜市） ※連合会長参加
７月～ ９月	未定		自治会長研修
７月	１８日	金	岐阜県自治連絡協議会総会（各務原市） ※正副会長参加
８月	６日	水	第３回　自治会連合会　役員会
			連絡会（各校区ごとに実施をお願いします）
１１月	５日	水	第４回　自治会連合会　役員会
			連絡会（各校区ごとに実施をお願いします）
１１月	１４日	金	岐阜県自治連絡協議会研修大会（瑞穂市）
１２月	未定		事業報告会
２月	４日	水	第５回　自治会連合会　役員会
			連絡会（各校区ごとに実施をお願いします）

令和７年度　瑞穂市自治会連合会会計予算

収入の部

単位：円

科　　目	A 本年度予算額	B 前年度予算額	比較　(A-B)	摘　　要
1 市補助金	2,255,000	2,255,000	0	令和７年度市補助金
2 諸 収 入	1,000	1,000	0	預金利息
合　　計	2,256,000	2,256,000	0	

支出の部

単位：円

科　　目	C 本年度予算額	D 前年度予算額	比較（C-D）	摘　　要
1 事　業　費	2,246,000	2,246,000	0	
1 会議･研修費	366,000	1,016,000	△650,000	会議費・研修費・事業報告会
2 啓発費	50,000	50,000	0	啓発費・県協議会負担金他
3 デジタル化事業費	650,000	0	650,000	【新設】デジタル化システム
4 慶弔費	20,000	20,000	0	
5 繰出金	1,160,000	1,160,000	0	自治活動傷害給付事業 50 円×23,200 世帯
2 予　備　費	10,000	10,000	0	
合　　計	2,256,000	2,256,000	0	

科目に不足が生じた場合は、科目間で流用することができる。

令和７年度　瑞穂市自治活動傷害給付事業会計予算

収入の部

単位：円

科　　目	A 本年度予算額	B 前年度予算額	比較　(A-B)	摘　　要
1 繰 越 金	43,082,368	42,257,289	825,079	
2 繰 入 金	1,160,000	1,160,000	0	令和７年度市自治会連合会より
3 諸 収 入	12,632	1,711	10,921	預金利息
合　　計	44,255,000	43,419,000	836,000	

支出の部

単位：円

科　　目	C 本年度予算額	D 前年度予算額	比較（C-D）	摘　　要
1 事 業 費	1,332,000	1,330,000	2,000	
1 賠償責任保険	172,000	170,000	2,000	
2 給付金	1,160,000	1,160,000	0	
2 予 備 費	42,923,000	42,089,000	834,000	
合　　計	44,255,000	43,419,000	836,000	

科目に不足が生じた場合は、科目間で流用することができる。

瑞穂市自治会連合会規約

（名称）

第１条　本会は、瑞穂市自治会連合会と称する。

（組織）

第２条　本会は、瑞穂市内の自治会長及び各校区自治会連合会が推挙する者をもって組織する。

（目的）

第３条　本会は、住民福祉の向上を図るため、各校区自治会連合会及び自治会相互の連絡調整をはかり良好な地域社会の維持及び形成に資すると共に、市政への協力と民意の反映につとめ住みよいまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

（事業）

第４条　本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）　市民生活の安全と福祉の増進に関すること

（２）　行政事務に対する助言、協力に関すること

（３）　各校区自治会連合会及び各自治会との連絡、協調に関すること

（４）　研修会の開催

（５）　その他本会の目的達成に必要と認めること

（事務所）

第５条　本会の事務所は、瑞穂市役所に置く。

（役員の選任）

第６条　本会の役員は、１６人以内とする。

２　役員は、各校区より選出し、総会において選任する。

（役職）

第７条　本会に、次の役職を置く。

（１）　会長　　１人

（２）　副会長　　２人

（３）　監事　　２人

２　役職は、役員の互選により定める。

（職務）

第８条　会長は、この会を代表し会務を総理する。

２　副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

３　監事は、本会の業務及び会計の状況を監査する。

（役員の任期）

第９条　役員の任期は、１年とする。ただし、再任を妨げない。

２　補欠により就任した役員は、前任者の残任期間とする。

３　役員は任期満了後も後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

（職員）

第１０条　本会に、次の職員を置く。

（１）　会計　　１人

（２）　書記　　１人

２　職員は、市役所職員のうちから会長が委嘱する。

３　会計は、会長の命を受け本会の会計事務に従事する。

４　書記は、会長の命を受け本会の事務に従事する。

（会議）

第１１条　本会の会議は、総会、及び役員会とする。

（１）　総会は、年１回開催する。

（２）　臨時総会は、役員会が必要と認めたときに開催する。

（３）　役員会は、必要に応じ随時開催する。

２　会議は、会長が招集する。

（総会の議決事項）

第１２条　総会は、次の事項を議決する。

（１）　規約の制定又は変更

（２）　会費の額及び負担方法

（３）　事業計画及び収支予算の承認

（４）　事業報告及び収支決算の承認

（５）　その他役員会において必要と認めた事項

（役員会の審議事項）

第１３条　役員会は、次の事項を審議する。

（１）　総会に付議すべき事項

（２）　その他会長が必要と認めた事項

（会議の運営）

第１４条　会議の議長は、会長があたる。

２　会議は、半数以上の出席で成立し、出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

（経費）

第１５条　本会の経費は、会費・補助金・交付金及びその他の収入をもって充てる。

（監査報告）

第１６条　本会の会計は、年度終了後速やかに監査を受け、その結果を総会に報告しなければならない。

（会計年度）

第１７条　本会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（その他）

第１８条　この規約に定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は役員会の決議を経て、会長がこれを行う。

附　則

この規約は、平成１５年６月２１日から施行する。

附　則

この規約は、平成２４年４月２４日から施行する。

附　則

この規約は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この規約は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この規約は、平成３１年４月２４日から施行する。

瑞穂市自治会連合会弔慰金見舞いに関する内規

（目的）

第１条　この内規は、瑞穂市自治会連合会会員の弔慰、見舞金について定めるものとする。

（会員）

第２条　瑞穂市自治会連合会規約第２条の自治会長及び各校区自治会連合会が推挙する者（以下「自治会長等」という。）を会員とする。

２　会員の資格は、自治会長等のある期間とする。

（弔慰金及び見舞金）

第３条　会員及び配偶者が死亡、疾病、負傷したときは、弔慰又は見舞いを行う。

２　会員及び配偶者が死亡したときは、弔慰金を給付する。

（１）　会員が死亡したとき　　１万円

（２）　会員の配偶者が死亡したとき　　５千円

３　会員が疾病、負傷したときは、見舞金を給付する。

（１）　疾病の程度が、１０日以上の入院及び療養　　５千円

附　則

この内規は、平成１５年１２月８日から施行する。

附　則

この内規は、平成３１年４月２４日から施行する。

瑞穂市自治活動傷害給付事業規約

（目的）

第１条　この事業は、自治会の自治活動精神に基づき互助制度を確立することにより、自治会及び瑞穂市まちづくり地域振興組織補助金交付要綱第２条に定める団体（以下「校区活動組織」という。）が主催する活動事業に参加した市内に住所を有する者（以下「参加者」という。）が、負傷若しくは死亡したとき、給付金等を支給し、その福祉の増進と自治振興を図ることを目的とする。

（事業組織）

第２条　この事業は、瑞穂市自治会連合会組織で運営する。

（事業名）

第３条　この事業は、瑞穂市自治活動傷害給付事業と称する。

（審査委員）

第４条　この事業に審査委員を置き、審査委員会を組織する。

２　審査委員は、瑞穂市自治会連合会役員をもってこれに充てる。

３　審査委員長は、自治会連合会会長が当たる。委員長に事故あるときは副会長より互選し、これに当たる。

（審査委員会）

第５条　審査委員会は委員長が招集する。

２　委員長は給付金の請求を受理してから１月以内に審査委員会を招集しなければならない。ただし、請求金額が１０万円未満については委員長が専決することができ、１０万円以上１５万円未満については委員長及び自治会連合会副会長の協議により決定することができる。

３　前項ただし書きにより委員長が専決等したときは、次回の審査委員会にこれを報告するものとする。

４　審査委員会は、委員の過半数の出席により開会し、出席委員の過半数により決する。可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

５　委員長は、請求内容に応じて申請者に必要事項を求めることができる。

６　前各項に定めるもののほか、審査委員会に関し必要な事項は委員長が定める。

（会計）

第６条　この事業の会計は、瑞穂市自治活動傷害給付事業会計とし、事務局において行う。

（資金）

第７条　本事業の資金は、瑞穂市自治会連合会補助金により運営する。

（給付対象者）

第８条　参加者が第１条の活動事業に従事中又は参加中に、偶然な事故により負傷若しくは死亡した場合に、本人又はその家族に給付金を支給する。

（給付しない場合）

第９条　次に掲げる事由による場合は、給付しないものとする。

（１）参加者の故意によるもの

（２）ガス中毒、及び細菌性食中毒

（３）参加者の自殺行為又は犯罪行為

（４）参加者の脳疾患、心疾患又は心神喪失

（５）参加者の妊娠、出産又は流産

（６）大気汚染、水質汚濁等の環境汚染による事故

（７）紛争、暴動等に随伴して生じた事故

（８）地震、水害等これらに随伴して生じた事故

（９）持病又はこれに類する疾病によるもの

（給付金）

第１０条　給付金は１事故につき次の金額を限度とする。

（１）賠償責任保険金　　１件　　１億円

ただし、別に加入する自治会活動保険約款の定めによる。

（２）死亡給付金　　１人　　１千万円

ただし、明らかにその事故に起因し１８０日以内に死亡した場合。

（３）重度後遺障害給付金　　１人　　５百万円

ただし、その事故に起因し１８０日を超えてなお治療を要する時は、事故から１８１日目の医師の診断に基づき後遺障害の程度を決定し、別表１により給付する。

（４）入院給付金　　１人１日につき５千円

ただし、事故の日から１８０日までを限度とする。

（５）通院給付金　　１人１日につき３千円

ただし、事故の日から１８０日以内の通院日数９０日を限度とする。

（傷害見舞金）

第１１条　参加者の親族で市内に住所を有しない者に、自治会及び校区活動組織が行

事参加を依頼し、第１条の活動事業に参加中に負傷し、８日以上入院若しくは通院した場合に１０万円以内において傷害見舞金を給付する。

（損害賠償の免責）

第１２条　自治会及び校区活動組織は、この規定による給付を行った場合において同一の事由について、その価額の限度において民法又は国家賠償法による損害賠償の責めを免れる。

（手続事務等）

第１３条　申請者は、事故発生後遅滞なく、傷害給付事業事故報告書（第１号様式）により自治会長又は校区活動組織の現認を得て連合会長に報告し、傷害の治療が完了したとき、又は死亡した時は傷害給付金請求書（第２号様式）に入院又は通院日数証明書を付して速やかに給付金を請求するものとする。

２　前項に規定する入院又は通院日数証明書の取得に係る実費について、申請者がその実費を証明する書類をもって連合会長に請求があった場合、その実費について支給することができる。

３　賠償責任保険にかかわる事故については、当該保険会社へ速やかに通知し、その約款によるものとする。

（会計監査）

第１４条　本事業の会計監査は、自治会連合会監事をもって充てる。

（決算報告）

第１５条　この事業の収支決算の報告は、瑞穂市自治会連合会の総会で行うものとする。

（その他）

第１６条　この規約の改正及びこの規約に定めなきもの、又は予測しない災害、事故による給付については、瑞穂市自治会連合会役員会に諮り決定する。

附　則

（施行期日）

１　この規約は、公布の日から施行し、平成１５年５月１日から適用する。

（経過措置）

２　この規約の施行日の前日までに、合併前の穂積町町内会自治活動給付事業規約の規定によりなされた決定、手続きその他の行為は、この規約の相当規定により

なされた決定、手続きその他の行為とみなす。

附　則

この規約は、平成１５年１１月１９日から施行する。

附　則

この規約は、平成２４年４月２４日から施行する。

附　則

この規約は、平成２６年４月２４日から施行し、同年４月１日より適用する。

附　則

この規約は、平成２７年９月２５日から施行する。

附　則

この規約は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この規約は、平成３０年５月１６日から施行する。

附　則

この規約は、令和５年４月１３日から施行する。

別表１　　後遺障害給付区分率表

（第１０条関係）

１　目の障害

①　両眼を失明したとき　１００％

②　１眼が失明したとき　６０％

③　１眼の矯正視力が０．６以下となったとき　５％

④　１眼の視野狭窄（正常視野の角度の合計の６０％以下となった場合をいう）となったとき　５％

２　耳の障害

①　両耳の聴力を全く失ったとき　８０％

②　１耳の聴力を全く失ったとき　３０％

③　１耳の聴力が５０㎝以上では通常の話声を解せないとき　５％

３　鼻の障害

①　鼻の機能に著しい障害を残すとき　２０％

４　咀しゃく、言語の障害

①　咀しゃく又は言語の機能を全く廃したとき　１００％

②　咀しゃく又は言語の機能に著しい障害を残すとき　３５％

③　咀しゃく又は言語の機能に障害を残すとき　１５％

④　歯に５本以上の欠損を生じたとき　５％

５　外貌（顔面・頭部・頸部）の醜状

①　外貌に著しい醜状を残すとき　１５％

②　外貌の醜状（顔面においては直径２㎝の瘢痕、長さ３㎝の線状痕程度）を残すとき　１５％

６　脊柱の障害

①　脊柱に著しい奇形又は著しい運動障害を残すとき　４０％

② 脊柱に運動障害を残すとき　３０％

③ 脊柱に奇形を残すとき　１５％

7 腕（手関節以上をいう）、脚（足関節以上をいう）の障害

① １腕又は１脚を失ったとき　６０％

② １腕又は１脚の３大関節中の２関節又は３関節の機能を全く廃したとき　５０％

③ １腕又は１脚の３大関節中の１関節の機能を全く廃したとき　３５％

④ １腕又は１脚の機能に障害を残すとき　５％

8 手指の障害

① １手の拇指を指関節（指節間関節）以上で失ったとき　２０％

② １手の拇指の機能に著しい障害を残すとき　１５％

③ 拇指以外の１指を第２指関節（遠位指節間関節）以上で失ったとき　８％

④ 拇指以外の１指の機能に著しい障害をのこすとき　５％

9 足指の障害

① １足の第１足指を趾関節（指節間関節）以上で失ったとき　１０％

② １足の第１足指の機能に著しい障害を残すとき　８％

③ 第１足指以外の１足指を第２趾関節（遠位指節間関節）以上で失ったとき　５％

④ 第１足指以外の１足指の機能に著しい障害をのこすとき　３％

１０ その他身体の著しい障害により終身自用を弁ずる事ができないとき　１００％

第１号様式（第１３条関係）

決	会　長	副会長	副会長
裁			

瑞穂市自治会自治活動傷害給付事業事故報告書

瑞穂市自治会連合会　　年　　月　　日

会　　長　　様　　自治会名

申請者住所

氏名　　印

電話　　－

下記の通り瑞穂市自治会自治活動傷害給付事業に係る事故を報告します。

①自治会活動事業名

②事故発生日時　　年　　月　　日　午前・後　　時　　分

③事故発生地　　瑞穂市　　番地・場所

④被　災　者　　瑞穂市　　番地・氏名

生年月日　　T.S.H.R　　年　　月　　日　男・女　電話　　－

⑤病院・医師等名　　電話　　－

所在地

症状（傷病名）　　通院　　日　入院　　日　休業　　日見込

⑥事故状況

被災者は標記自治会事業に従事（参加）中の事故により被災したものであり、瑞穂市自治会自治活動傷害給付事業に該当します。

1.現認者

自治会名、又は
校区活動委員会名

印

氏　　名

電　　話　　－

2.その他、保険会社等

第２号様式（第１３条関係）

瑞穂市自治会自治活動傷害給付金請求書

瑞穂市自治会連合会　　年　　月　　日

会　長　　様　　請求者住所

氏名　　印

電話

下記の通り瑞穂市自治会自治活動傷害給付金を請求します。

活動事業名	
被災者氏名	生年月日　年　月　日　年齢　歳
負傷年月日　年　月　日	治癒年月日　年　月　日
傷害の程度及び障害の部位等	
入院日数　入院日数証明書添付　（限度、事故発生日より１８０日） 年　月　日～　年　月　日まで　日間	
通院日数　通院日数証明書添付　（限度、事故発生日より１８０日の内９０日） 年　月　日～　年　月　日まで　日	

給付金受取人		受　理	年　月　日
振込先	銀行　支店 普通　当座 口座番号　ＮＯ 口座名義人	決　定	年　月　日
		支　払	年　月　日
		金　額	円

会　長	副会長	副会長	備考

（注意事項）

１　請求者は、傷害が治癒、又は事故発生日より１８１日目以後１ヵ月までに請求する。

２　この請求書には、治癒の期間の決定に必要な入院及び通院日数のわかる証明書を添付すること。

３　給付対象者の振込先の銀行名、通帳番号、名義人氏名を記入して下さい。

（第１３条関係添付書類　様式任意）

入院・通院日数証明書

住　　所　　瑞穂市

氏　　名　　様

生年月日　　大正・昭和・平成　　年　　月　　日　生

傷 病 名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

入院日数　　令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日

通院日数　　令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日

（うち実際に通院した日数　　日）

※実際に通院治療を受けた日に〇印を付けてください。

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15		計
月	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	日
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15		計
月	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	日
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15		計
月	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	日
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15		計
月	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	日
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15		計
月	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	日
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15		計
月	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	日
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15		計
月	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	日
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15		計
月	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	日

以上のとおり入院・通院加療し治癒したことを証する。

令和　　年　　月　　日

証明者　　印

（医療機関）

第２部　自治会長研修会

（１）講師：生涯学習課・スポーツ推進委員

内容：出前講座の紹介について

（２）講師：バイザー株式会社

内容：自治会のデジタル化について

瑞穂市スポーツ推進委員会のご紹介

私たち瑞穂市スポーツ推進委員は、昭和３６年に制定されたスポーツ振興法が平成２３年に全改定されて制定されたスポーツ基本法により、それまでの『体育指導委員』の名称から『**スポーツ推進委員**』に変更され、瑞穂市教育委員会より各小学校区から２６名が委嘱を受け非常勤公務員として活動中です。
瑞穂市市民の日常化（成人の週１回のスポーツ実施率７０％以上）を目指し、各団体と連携・協働を図り**【いつでも、どこでも、だれもが、いつまでも】**気軽にスポーツに親しめる環境づくりを推進するために活動しています。

私たちは、各団体と四位一体で連携、協働を行い、地域住民と行政のパイプ役となり、生涯スポーツを通じてまちづくりや健康保持の場の提供や実地指導等を展開しています。

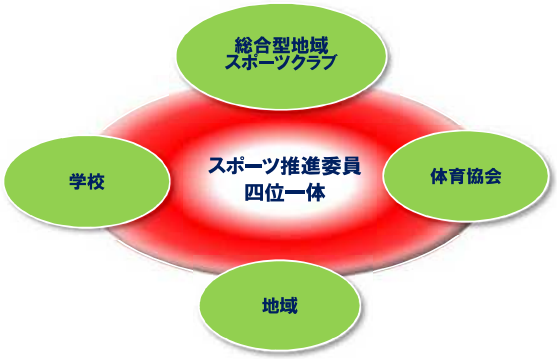

みんなのスポーツ

私たちは、活動を実践するために下記４点の英語頭文字から**【４Ｃの実行】**をキャッチフレーズとして活動しています。

☆**コーディネート(Coordinate)**　：スポーツ推進事業に関わる連絡調整をする
☆**コミュニティ(Community)**　：地域づくりの活性化を図る
☆**コミュニケーション(Communication)**　：全委員が意思疎通を図り課題を共有し目的の達成を図る
☆**チャレンジ(Challenge)**　：挑戦し続ける

瑞穂大学・健康体操

高齢者サロン・ビーンボーリング

ファミリーハイキング・敦賀へ

ファミリーハイキング・彦根城へ

ファミリーハイキング・高山へ

＜各種関係活動＞

地域・行政	ファミリーハイキング	ファミリーでハイキングを兼ね ウォーキング企画運営（定員150名）
	市民ゲートゴルフ大会	市オリジナルスポーツの大会 企画運営（定員120名）
	自治会ゲートゴルフ大会	指導運営協力
	瑞穂大学健康体操	高齢者に対するストレッチ体操
	高齢者サロン出前講座	自治会の高齢者サロンへの 軽スポーツの出前指導
	校区ウォークイベント等	軽スポーツの企画運営指導
	老人クラブ連合会運動会	軽スポーツ指導、運営協力
	身体障害者運動会	軽スポーツ指導、運営協力
スポーツクラブ 総合型地域	みんなでスポーツ	講座の企画運営指導
	各種軽スポーツ	講座指導運営
	ふれあいフェスタ	運営協力
体育協会	駅伝大会	審判、記録、運営協力
	綱引き大会	ストレッチ体操、運営協力
	わんぱくすもう大会	受付、運営協力
学校	子ども会・PTA・出前講座	運営、指導協力
	みんなのスポーツ	講座企画指導運営

カローリング

市民ゲートゴルフ大会

モルック

スポーツ推進・岐阜地区研修会

上記は私たちの活動の一部のご紹介となります。
各小学校校区にスポーツ推進委員がおりますので
スポーツに関する出前講座 などにつきましては
老若男女問わずスポーツ推進委員又は生涯学習課
までお問い合わせください。
瑞穂市ホームページからスポーツ推進委員
と検索して活動等もご覧下さい。

連絡先 瑞穂市教育委員会　生涯学習課
（瑞穂市スポーツ推進委員会事務局）
住所 〒501-0392　岐阜県瑞穂市宮田300-2
（瑞穂市役所巣南庁舎内）
TEL 058-327-2117 FAX 058-327-2105
Email syougai@city.mizuho.lg.jp

軽スポーツ備品

種目名	品名	数量
モルック	一式	50セット
ビーンボウリング	ピンセット	4セット
	ボール	15個
	体育館用マット　※雨天時	
ディスクゴルフ	フリスビー	36枚
	ディスクキャッチャー	1セット
キャッチングザスティック	スティック赤	61本
	スティック青	29本
ゲートゴルフ グラウンドゴルフ	グラウンドゴルフスティックセット （クラブ6本、ボール6個）子供用もあり	多数
	グラウンドゴルフホールセット （旗４、スタートマット４、ホール４）	10セット
	ゲート	多数
	ゴルフ用マーカー	多数
	屋内用ゲート台　※雨天時	
	屋内用ボール　※雨天時	多数
	屋内用スティックカバー　※雨天時	多数

※上記は一例です。その他ご要望があれば、生涯学習課までご相談ください。

自治会・町内会運営支援システム

CHIKUWA!
チクワッ

CHIKUWA! とは

「CHIKUWA!」は、近年の地域課題解決において重要な役割を担う地縁型コミュニティの運営をサポートするために開発されました。

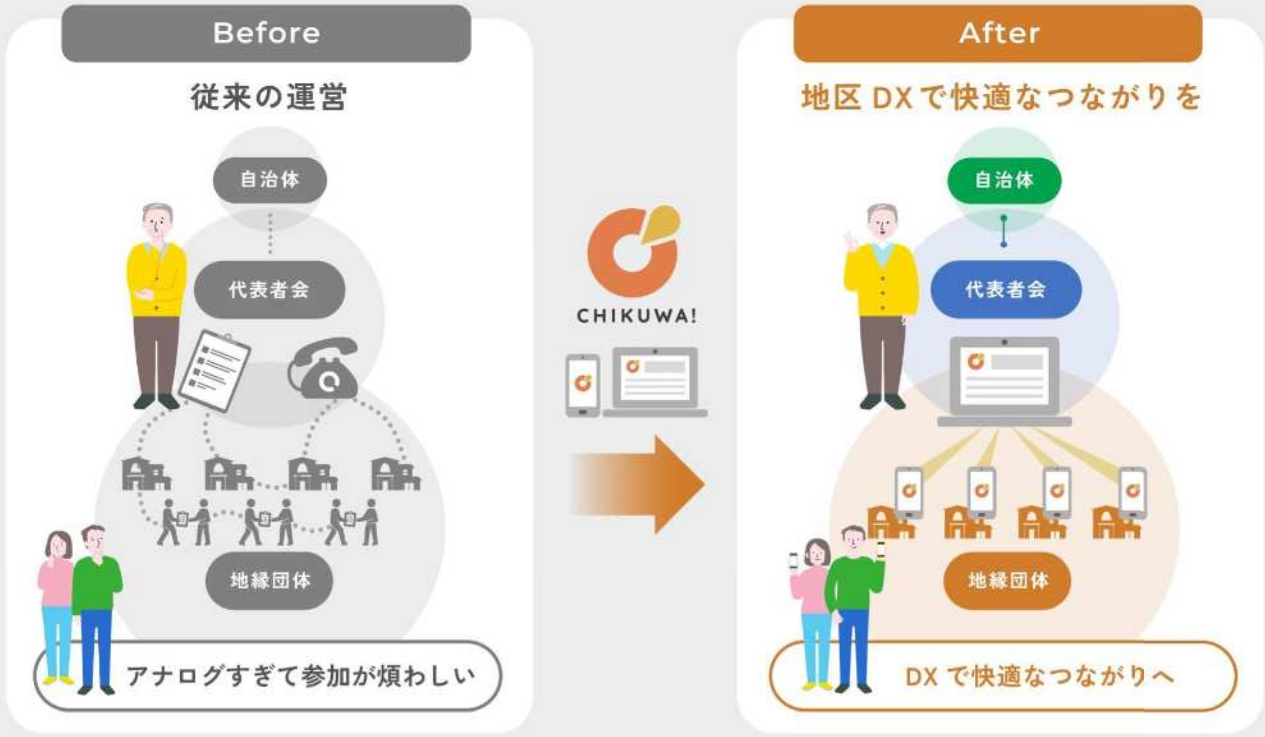

© VISOR INC. All Rights Reserved.

Stepプランの導入計画

段階的な導入計画で地域全体で自治会運営のデジタル化を推進します。

STEP 1 → **STEP 2** → **STEP 3**

自治体 - 代表者間のデジタル化

モデル自治会での先行利用

すべて自治会・町内会で利用

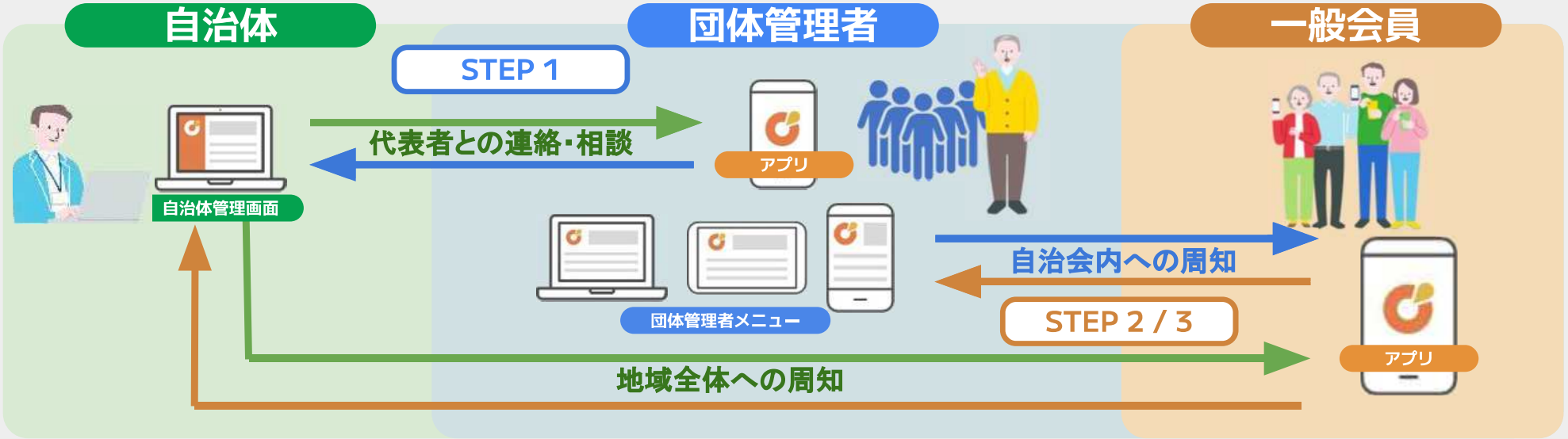

© VISOR INC. All Rights Reserved.

主な機能

情報共有を円滑にする基本連絡機能と様々なシーンで使える地縁団体支援機能を提供します。

回覧板

地域からの連絡を
直接受信

相談グループ

細かい調整は
相談グループで情報交換

共有資料

良く利用するファイルを
格納して共有

© VISOR INC. All Rights Reserved.

情報伝達のイメージ

◆CHIKUWA!を導入することで、これまでの情報伝達の流れが変わります。
資料の種類によって公開範囲を設定することで、従来のバケツリレーのような伝達業務が削減されます。

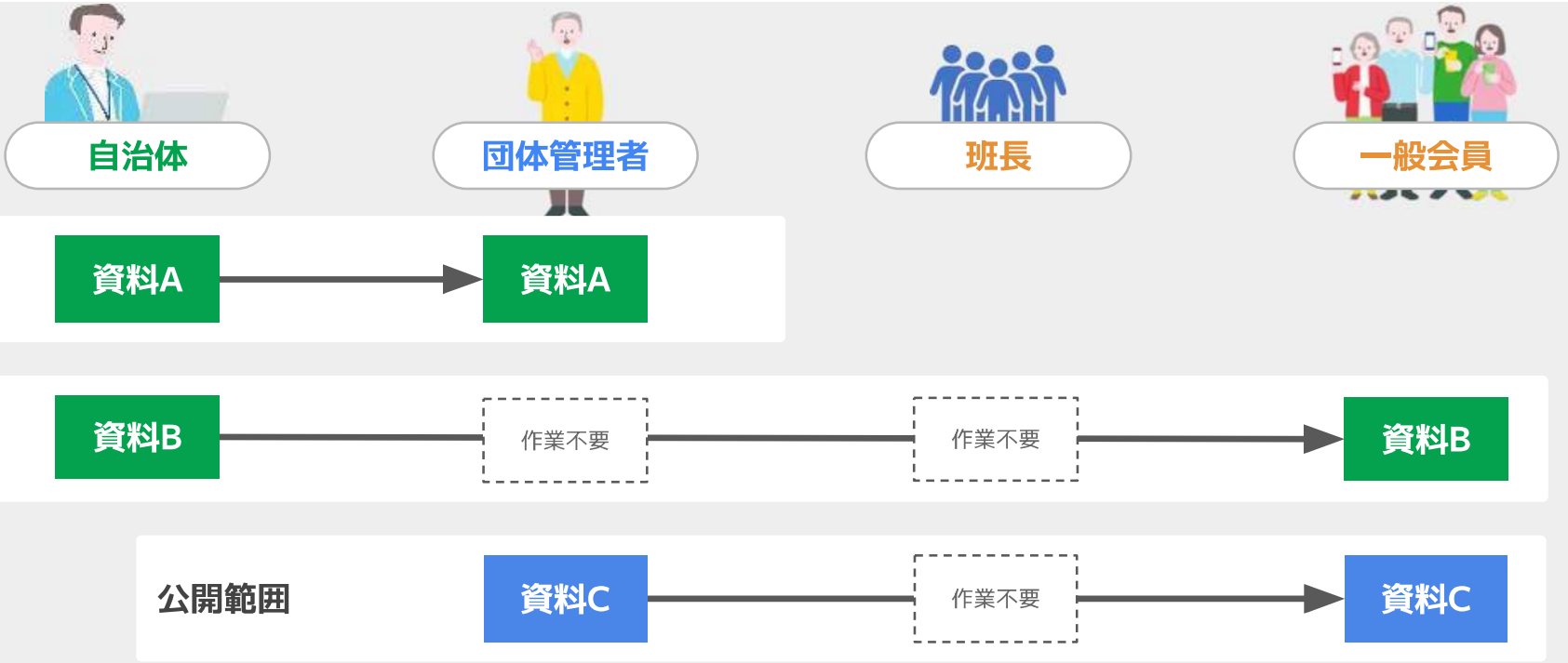

公開範囲の設定で対象者に直接情報配信可能

© VISOR INC. All Rights Reserved.

ご利用環境

CHIKUWA!の連絡機能は地域全体で同じ使用感で利用でき、
自治体、団体の管理者、会員の役割・状況に応じた利用環境をご用意しています。

代表者への連絡・相談
地域全体への周知

自治体管理画面

※PCブラウザ対応

- 環境設定（団体管理など）
- 回覧板の管理
- 相談グループの管理
- 共有資料の管理
- アンケートの管理　等

自治体職員

自治会・町内会への連絡・相談

団体管理者メニュー

※PC・タブレット・スマホ対応

- 回覧板の作成
- 相談グループの管理
- 共有資料の管理
- アンケートの管理
- 会員管理　等

団体管理者

専用アプリを通じて
自治体・地縁団体から情報受信

アプリ

※iOS・Android対応

- 回覧板の閲覧
- 相談グループへの相談
- 共有資料の参照
- アンケートへの回答　等

一般

© VISOR INC. All Rights Reserved.

MEMO